

井川町ホームページリニューアル業務委託

プロポーザル実施要項

令和7年5月

井川町総務課

1 委託業務名

井川町ホームページリニューアル業務委託

2 目的

井川町ホームページは、高度化・多様化する閲覧者のニーズやアクセシビリティへの対応が求められる状況となっている。

また、閲覧者から「情報が点在し、必要な情報にたどり着けない」「古い情報がいつまでも掲載されている」などのさまざまな意見が寄せられており、サイト構成やシステム的な問題への対応も求められている。そのため、新たな CMS を導入するとともにコンテンツの充実も図り、ホームページの全面的なリニューアルを行う。

さらに、普及するスマートフォンによる閲覧への対応をはじめ、加速化する自治体 DX（デジタル・トランスフォーメーション）化に沿ったデジタルコンテンツの充実など、新たな課題への対応も急務となっている。

ついては、公募型プロポーザル方式により、優れた提案を広く求め、価格評価のみならず、企画提案書やヒアリング内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を、本業務委託の受託者として特定する。

3 業務内容

別紙、「井川町ホームページリニューアル業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」による。ただし、契約時における仕様は、優先交渉権者として選定された者の提案内容に応じて変更することがある。

4 委託期間

(1) ホームページリニューアル業務

契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日

（ただし、令和 7 年 9 月 15 日から 9 月 30 日までは試験運用期間とし、リニューアル後のホームページの公開は、令和 7 年 10 月 1 日とする）

(2) 運用保守管理業務

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

5 提案上限額

(1) 初期構築費

予算上限額 12,000,000 円以内（消費税および地方消費税を含む）

(2) 運用保守費（令和 7 年 10 月～令和 8 年 3 月分）

予算上限額 1,584,000 円以内（消費税および地方消費税を含む）

※運用保守費用は、機器の経費も含めるものとする。また、令和 8 年 4 月以降の運用保守費用（月額）については、令和 7 年 10 月から令和 8 年 3 月分月額を上限とする。

6 支払方法

本業務にかかる費用は、完了検査終了後、請求があった日から 30 日以内に指定された口座に振り込む。

7 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規程に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規程に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び第 3 条に基づく暴力団及び暴力団員が実質的に経営を行っている業者又はこれに準ずる者でないこと。
- (5) 井川町及び本店所在地において市町村税の滞納がないこと。また、障害等が生じた場合、迅速に対応できること。
- (6) 過去 3 年以内に、行政機関等から違法または違反行為等による勧告やそれに類似する行政処分、罰則などを受けたことがある場合、勧告及び行政処分、罰則内容とその後の対応について報告すること。報告を怠り後日発覚した場合には参加資格及び契約も不履行とする。
- (7) 過去 5 年以内に、市、町、村、政令指定都市において、CMS の導入を前提とする公式ホームページの構築業務を 1 件以上履行した実績があること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の ISMS 適合性評価制度の認定、またはプライバシーマークの認定を受けていること。

8 スケジュール

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| (1) 公告・募集要項の公表 | 令和 7 年 5 月 9 日（金） |
| (2) 参加申込書受付期限 | 令和 7 年 5 月 14 日（水）午後 5 時まで |
| (3) 質問書受付期間 | 令和 7 年 5 月 14 日（水）午後 5 時まで |
| (4) 質問書回答期限 | 令和 7 年 5 月 15 日（木） |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 5 時まで |
| (6) 一次審査結果通知
（書類審査） | 令和 7 年 5 月 21 日（水） |
| (7) 二次審査（プレゼン） | 令和 7 年 5 月 27 日（火）（予定） |
| (8) 受託者の決定・公表 | 令和 7 年 5 月 29 日（木）（予定） |
| (9) 契約締結 | 令和 7 年 6 月 上旬 |

9 募集要項及び業務仕様書等の配布

(1) 公表

令和 7 年 5 月 9 日（金）

(2) 入手方法

井川町ホームページからのダウンロードによる。

(3) 様式一覧

（様式 1）プロポーザル参加申込書

（様式 2）業務実績調書

（様式 3）質問書

（様式 4）機能要件一覧

（様式 5）見積書

10 プロポーザル参加申込

(1) 提出期限

令和 7 年 5 月 14 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出書類

（様式 1）プロポーザル参加申込書 1 部 ※代表者印を押印し PDF 化

（様式 2）業務実績調書（doc） 1 部

（任意様式）会社概要等、会社の事業内容がわかるもの（PDF） 1 部

(3) 提出方法

上記提出書類を、午後 5 時までに次のアドレス宛てに電子メールで提出すること。

送信先 kikaku@town.ikawa.akita.jp

※件名は「井川町ホームページリニューアル業務参加（会社名）」とすること。

11 質問書の受付及び回答

(1) 受付期限

令和 7 年 5 月 14 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出方法

（様式 3）質問書に記入の上、次のアドレス宛てに電子メールで提出すること。

送信先 kikaku@town.ikawa.akita.jp

※件名は「井川町ホームページリニューアル業務質疑（会社名）」とすること。

※提出に当たっては、必ず質問書の発信を総務課ホームページリニューアル担当に電話で連絡すること（土・日及び閉庁日は除く）。

※受付期限を過ぎた質問の他、電話やファックス、訪問による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、参加申込書を提出した者全員に対して、令和 7 年 5 月 15 日（木）までに随時、電子メールにて回答する。

12 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 5 時まで

(2) 提出書類

- | | | |
|-----------------------|-----|--------------|
| （任意様式）提案書（A4 横 PDF） | 1 部 | |
| （様式 4）機能要件一覧（Excel） | 1 部 | |
| （様式 5）見積書（A4 縦 PDF） | 1 部 | ※代表者印を押印したもの |
| （任意様式）見積内訳書（A4 縦 PDF） | 1 部 | ※構築費と保守費別々に |

(3) 提出方法

次のアドレス宛てに電子メールで提出すること。

送信先 kikaku@town.ikawa.akita.jp

※件名は「井川町ホームページリニューアル提案書等（会社名）」とすること。

13 見積書の作成

(1) 構築費用

設計関連費、デザイン費、CMS 導入費、外部 ASP 導入費、サーバなどの環境構築費、データ移行費、研修費、他機能導入費など、リニューアル業務にかかるすべての費用の合計を記載すること。ただし、構築費用の合計金額は 12,000,000 円以内とする（消費税および地方消費税を含む）。提案金額が上回った場合は失格とする。

(2) 保守費用

令和 7 年度下期分（半年分）のハードウェア、ソフトウェアなど、システム保守にかかるすべての費用の合計を記載すること。ただし、保守費用の合計金額は 1,584,000 円以内とする（消費税および地方消費税を含む）。

なお、保守費用（月額）については、令和 8 年度以降も特別な理由がないかぎり、増額は認めない。

14 一次審査（書類審査）

参加資格要件を満たし、かつ提案価格が提案限度額の範囲内にある者について、審査基準に基づき、会社概要、企画提案書、導入実績、機能要件一覧、見積書により一次審査を行い、評価点の上位 3 者を一次審査通過者とする。

一次審査の結果については、結果に関わらずプロポーザル参加申込書に記載された連絡先へ電子メールで通知する。なお、この時点での一次審査の評価点数は公表しない。

※機能「必須」要件に「×」がある場合は減点対象となる。

15 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査を通過した者を対象にプレゼンテーション、デモンストレーション（45分）及び質疑応答（15分）による二次審査実施する。審査基準に基づき、プレゼンテーションは企画提案書の内容と照らし合わせながら審査し、評価点を算出する。デモンストレーションは、有益な独自提案、サイト構成、デザイン性、表現力、情報検索のしやすさ、CMS管理画面の使いやすさ、アクセス解析力、アクセシビリティを維持する仕組みがそれぞれ理解しやすく、簡単であるかを中心に審査し、評価点を算出する。

なお、プレゼンテーション及びデモンストレーションにおいては、パワーポイント等プレゼンテーションソフトの使用を認める。

16 契約候補者の選定及び決定

一次審査及び二次審査の総合評価点が最も高い事業者を契約候補者として選定する。

最終審査の結果については、結果に関わらずプロポーザル参加申込書に記載された連絡先へ電子メールで通知する。

契約候補者は、町と提案内容についての協議を行い、整った場合は速やかに契約の締結を行う。協議が不調となった場合は、総合評価点の順位により同様の協議を行う。

17 プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 参加者は、プロポーザル参加申込書の提出をもって、募集要項の記載内容に同意したものとする。
- (2) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。
 - ・ 期限を過ぎて審査書類が提出された場合
 - ・ 提出した審査書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・ 他人の代理を兼ね、2件以上の審査書類を提出した場合
 - ・ 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出期限後の審査書類の内容変更及び再提出は認めない。
- (4) 本プロポーザルへの参加に必要な経費は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 参加者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、一次・二次審査の評価点の合計が、配点の5割以上の得点となった場合に限り、契約候補者として選定する。
- (6) 審査経過、評価内容に関する問い合わせ、及び審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。
- (7) 提出された審査書類について井川町情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となるが、その者の権利、競争上の地位、その

他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。公開に支障がある場合はあらかじめ申し出ること。

- (8) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
- (9) 提出された書類は、返却しないこととする。

18 プロポーザルの辞退

参加申請書提出をした後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（任意様式）を総務課にメールで提出すること。ただし、辞退届を提出した時点で、すでに町に提出した書類等は返却しないものとする。

19 書類の提出先及び問い合わせ先

〒018-1596

秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口 78-1

井川町役場 総務課 ホームページリニューアル係

電話番号：018-874-4411

FAX 番号：018-874-2600

メールアドレス：kikaku@town.ikawa.akita.jp